⑻　本業務は資料の提出及び入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

⑼　本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。

⑽　本業務は、40歳未満の管理技術者を定期的に指導する経験豊富な技術者（以下「技術指導者」という。）を配置できる「若手技術者登用促進型」の試行業務である。なお、技術指導者の配置については、参加表明書の提出者が選択できるものとする。40歳未満とは、公示年度の４月１日時点で満40歳未満の者とする。技術指導者の専任は求めない。

２　指名されるために必要な要件

⑴　入札参加者に要求される資格　技術提案書の提出者は、１）に掲げる資格を満たしている単体企業又は２）に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

１）単体企業

①　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第98条において準用する第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　九州地方整備局（港湾空港関係）における令和５・６年度「測量・調査」業務に係る一般競争（指名競争）参加資格Ａ等級の決定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）なお、当該資格の決定を受けていない者も参加表明書を提出することができるが、技術提案書の提出期限までに、当該資格の決定を受けていなければならない。

③　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記２の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

④　九州地方整備局から指名停止を受けている期間中でないこと。

⑤　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）

⑥　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑦　本業務における情報保全に係る履行体制に関する資料「情報取扱者名簿及び情報管理体制図（別添５）」を参加表明書と併せて発注者に提出し、入札書の提出期限までにその同意を得ていること。

２）設計共同体

１）に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和５年３月20日付け九州地方整備局副局長）に示すところにより九州地方整備局副局長から令和６年度新門司沖生態系調査に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の決定を受けている者であること。

ただし、設計共同体としての資格の決定を受けていない者も参加表明書を提出することができるが、技術提案書の提出の時において、当該資格の決定を受けていなければならない。

⑵　入札参加者を選定するための基準　次のものを勘案するものとする。

①　業務実績、業務成績、表彰の有無、管内における災害協定等（港湾関係）の締結の有無

②　配置予定管理技術者又は技術指導者の経験及び能力　資格等、業務実績、業務成績、表彰の有無、業務対象地域内での業務実績

３　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法　入札参加者は、価格及び技術資料をもって入札をし、次の各要件に該当するもののうち下記⑵総合評価の評価方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

①　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は設計図書に基づき算出するものとする。

ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内であって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

また、上記ただし書きは、品質確保基準価格を設定する業務契約においても適用する。

②　国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査及び業務完了後に業務コスト調査を行うものとする。

③　上記において評価値の最も高い者が２人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

⑵　総合評価の評価方法

①　評価値の算出方法　評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

②　価格評価点の算出方法　価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

価格評価点の配分点は30点とする。

価格評価点＝（価格評価点の配分点）×（１－入札価格／予定価格）

③　技術評価点の算出方法　技術提案書等の内容に応じ、下記Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ及びⅤの評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。ただし、Ⅳについては本業務の予定価格が100万円以上の場合に評価項目とする。なお、技術評価点の配分点は60点とする。

Ⅰ．配置予定技術者の経験及び能力
Ⅱ．実施方針
Ⅲ．技術提案
Ⅳ．技術提案等の履行確実性
Ⅴ．賃上げの実施に関する評価

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点＝（技術評価点の配分点）×（技術評価の得点合計／技術評価の配点合計）

技術評価の得点合計＝（Ⅰに係る評価点）＋（技術提案評価点）×（Ⅳの評価に基づく履行確実性度）＋（Ⅴに係る評価点）

技術提案評価点＝（Ⅱに係る評価点）＋（Ⅲに係る評価点）

⑶　技術評価点を算出するための基準　各評価項目について評価基準に基づき技術点を与える。（入札説明書参照）

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒812―0013 福岡県福岡市博多区博多駅東２―10―７　九州地方整備局総務部経理調達課契約企画係　電話092―418―3345

E-mail kyusyusikaku-s89kk@mlit.go.jp

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法

①　入札説明書を電子入札システム及び入札情報サービスにより交付する。交付期間は令和６年１月５日から令和６年３月26日（最終日は17時00分まで）。

入札情報サービスホームページアドレス
https://www.pas.ysk.nilim.go.jp/

②　上記①に対応していない等の理由で書面による交付を希望する場合は、上記⑴の担当部局において交付する。なお、事前に電話連絡すること。交付期間は上記①と同じ。

⑶　参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

①　提出期限：令和６年１月17日11時00分

②　提出場所：上記⑴に同じ。

③　提出方法：

１）電子入札対応の場合　電子入札システムにより提出。ただし、容量が10ＭＢを超える場合は、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録の残るものに限る）すること。

２）紙入札方式による場合　持参又は郵送（書留郵便等の配達記録の残るものに限る）すること。